

## 【税務相談に関するお知らせ】

税理士法の規定により、税理士資格を有しない者が次の業務を行うことは禁止されています。

- ・税務申告書の作成
- ・個別具体の税額計算に関する税務相談
- ・税務官公署に対する申告や手続きの代理

当商工会の職員は税理士資格を有していないため、上記の業務をお受けすることができません。

税務申告や税額計算等のご相談につきましては、税理士へご依頼いただきますようお願いいたします。

なお、確定申告期間中は当商工会に税理士の派遣を依頼しておりますので、派遣税理士をご利用ください。

※帳簿の記帳方法や一般的な制度説明につきましては、これまでどおり商工会へご相談ください。